

水産業のみなさま

7 漁場の漂流物の回収に補助金を支給します →93億円

漁場生産力回復支援事業

藻場や磯根資源(ウニ、アワビなど)の喪失により著しく低下した漁場の生産力の回復を図るため、漁業者グループが漂流物の回収などをおこなう場合、国が支援します。

- 漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日(15トン未満の場合)を支給します。

お問い合わせ先 水産庁漁場資源課 03-3502-8486

8 漁場の大型がれきの回収費などを補助します

漁場漂流物回収処理事業 →7億円

漁場堆積物除去事業 →23億円

漁場に漂流・堆積している大型のがれきについて、専門業者による調査や回収処理をおこなう場合、国が補助します。

お問い合わせ先 水産庁漁場資源課 03-3502-8486



9 漁船や漁業共済の保険金支払いを万全にします →860億円

漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払

東日本大震災により発生する再保険金及び保険金の支払いに万全を期するため、漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定に支出します。

お問い合わせ先 P30参照

10 共済金の準備金超過分の財源支援をします →80億円

漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業

漁船保険の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払いに関し、組合の準備金を超過した場合、その超過部分の財源の支援などをおこなう漁船保険中央会及び全国漁業共済組合連合会に国庫補助をおこないます。

お問い合わせ先 P30参照

11 設備導入などのための借入れを、実質無利子化します

漁業関係資金無利子化事業 →4億円

被災漁業者が借りることができる、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化します。

●融資枠は総額380億円(うち公庫資金60億円、近代化資金320億円)です。

お問い合わせ先

漁業近代化資金の貸付を希望される方…P31参照

日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方…

(株)日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁水産経営課(03-6744-2347)

水産業のみなさま

12 **11**の貸付の際、無担保・無保証人にします →22億円

漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業

11の事業で実質無利子化する日本政策金融公庫資金の貸付を、無担保・無保証人での融資も可能とします。

お問い合わせ先 P31参照

日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方…

(株)日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁水産経営課(03-6744-2347)

13 漁船の建造、漁協の復旧の融資を、無担保・無保証人にします

漁業者等緊急保証対策事業 →48億円

漁船建造資金や漁協の復旧資金などに対する融資が無担保・無保証人でおこなわれるよう、緊急的な保証について支援します。

●保証枠は総額630億円です。

お問い合わせ先 P32参照

14 経営再建の借入れを実質無利子化します →4億円

漁協経営再建緊急支援事業

被災漁協などが経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化します。

●融資枠は総額150億円です。

お問い合わせ先 水産庁水産経営課 03-3502-8416

農業のみなさま

農業の復旧を支援します

1 除塩や区画整理などの事業費の最大9割を補助します

土地改良法の特例措置等

→689億円(内数)

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国などが緊急的におこなう災害復旧及び除塩並びにこれとあわせて区画整理などの事業を円滑に実施します。

- 国は、事業費の9/10(除塩事業)、6.5/10または5/10(災害復旧事業など)を補助します。
- 激甚災害法や東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律などによる嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 東北:東北農政局整備部防災課 022-263-1111

関東:関東農政局整備部防災課 048-600-0600

北陸:北陸農政局整備部防災課 076-263-2161

東海:東海農政局整備部防災課 052-201-7271

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局防災課(03-6744-2211)

土地改良法の特例に関するお問い合わせ先:農林水産省農村振興局土地改良企画課(03-6744-2187)

2 農業の復旧と、施設改築・補強などの災害対策を実施します

災害復旧事業等

→689億円(内数)

- 地震、津波により被災した農地・農業用施設などの災害復旧を実施します。
- 再度災害防止のために災害復旧事業とあわせておこなう施設の改築または補強及び農村生活環境施設などの復旧もおこないます。

お問い合わせ先 東北:東北農政局整備部防災課 022-263-1111

関東:関東農政局整備部防災課 048-600-0600

北陸:北陸農政局整備部防災課 076-263-2161

東海:東海農政局整備部防災課 052-201-7271

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局防災課(03-6744-2211)

農業のみなさま

3 農地などの排水を無料でおこないます →9億円

災害対策支援機械費

湛水している農地などについて早期に湛水解消を図るため、要請に応じて国が保有する災害応急用ポンプを緊急的に配備し、排水対策を実施します。

- 沿岸部で津波の被災により排水不能となっている排水機場について、降雨に伴う洪水被害などの二次災害を防止するため、ポンプを借り上げて、早期に排水対策を実施します。
- 災害応急用ポンプなどの配備、運用の一切を、国が全額負担します。

お問い合わせ先 東北農政局土地改良技術事務所施設・管理課 022-295-5547

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省農村振興局設計課(03-3501-6094)

4 農協施設などの復旧事業費の最大9割を補助します

農林水産業共同利用施設災害復旧事業 →76億円

農協などが所有する農林水産業共同利用施設を復旧する場合、国が支援します。

- 国は事業費の最大9割を補助します。

お問い合わせ先

農業協同組合関係	東北農政局総務部検査課	022-221-6160
	関東農政局総務部検査課	048-740-0020
	北陸農政局総務部検査課	076-232-4190
	東海農政局総務部検査課	052-223-4616
	近畿農政局総務部検査課	075-414-9015
	中国四国農政局総務部検査課	086-224-9408
	九州農政局総務部検査課	096-211-9079
	沖縄総合事務局経営課	098-866-1628
	農林水産省経営局経営政策課	03-3502-6442
漁業協同組合関係	水産庁防災漁村課	03-3502-5638
森林組合関係	林野庁木材産業課	03-3502-8062

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課(03-3502-6442)

5 共同利用の復旧や生産資材の購入などを支援します

東日本大震災農業生産対策交付金

→341億円

共同利用農業用施設(乾燥調製貯蔵施設、集出荷施設、加工施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料保管調整施設、鳥獣被害防止施設など)、農業研修教育施設、乳業施設の復旧に対して支援します。

- 農業用施設の安定的な運営を支えるバイオマス、小水力などの再生可能エネルギー供給施設の復旧に対して支援します。
- 共同利用農業機械などのリース方式などによる導入や使用可能な農業機械の有効利用に向けたメンテナンスを支援します。
- 被災農家の次期作に必要な生産資材(肥料、農業用薬剤など)の共同購入などを支援します。
- 土壌中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用などに対して支援します。
- 早期の営農再開を目指す地域において普及指導員がおこなう土壌分析、被災農業者への相談・指導活動などに対して支援します。
- 国は、以上の対策を実施する都道府県、市町村、農業者の組織する団体、NPO法人などに対して、事業費の1/2以内を都道府県向け交付金により補助します。

お問い合わせ先 P33参照



農業のみなさま

6 卸売市場の復旧費を補助します →18億円

卸売市場施設災害復旧事業

地震や津波の被害を受けた卸売市場施設の復旧を開設者がおこなう場合、国が支援します。

- 国は、中央卸売市場に対して、事業費の2/3、地方卸売市場に対して、1/2を補助します。

お問い合わせ先 農林水産省総合食料局流通課 03-6744-2059

7 飼料輸送の費用を補助します →11億円

配合飼料緊急運搬事業

東北地方での配合飼料の生産能力がある程度回復するのに必要な期間(4～6月の3か月間)において、配合飼料の製造・販売をおこなう事業者などが配合飼料を北海道、九州などの配合飼料工場から東北地方の飼料配送基地まで輸送する場合の輸送費に対して助成します。

お問い合わせ先 農林水産省生産局畜産部畜産振興課 03-3591-6745

8 備蓄用に輸入した米や麦で、損傷したものを廃棄処理します

輸入米麦に係る損傷品の廃棄処理経費等 →6億円

輸入商社が国に引渡すまでの間に保有する輸入米麦の損傷品を国が廃棄処理します。また、製粉企業などが食糧麦備蓄対策事業により国家備蓄している輸入小麦の損傷品の処理に要する経費について国が全額補助します。

お問い合わせ先

農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課

輸入米穀について… 03-6744-2089

輸入麦について… 03-6744-2088

国家備蓄小麦について… 03-6744-2085

9 国家備蓄用小麦の輸送費用の5割を補助します →1億円

食糧小麦遠隔地輸送助成対策事業

東日本大震災により損傷品となった国家備蓄小麦の代替小麦を製粉企業などが遠隔地のサイロから輸送するための掛増し経費について、国が1/2を助成します。また、東日本大震災により被災した最寄りの港及びサイロが復旧するまでの間に、輸入小麦を遠隔地の港から輸送するための掛増し経費について、国が1/2を助成します。

お問い合わせ先 農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課麦類需給班
03-6744-2085

10 生産が困難になった農業者に支援金を支払います

被災農家経営再開支援事業

→52億円

復旧作業を共同でおこなう農業者に対して、復興組合などを通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います(地域で復興組合などを組織)。

- 水田作物・野菜・果樹については、農作物の作付けが困難となった農地のうち、共同で復旧作業をおこなう面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注:単価の()は、自力で施設の撤去などをおこなう場合

- 畜産については、飼養再開に係る共同作業をおこなう場合に、家畜・家禽の頭羽数あたりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円/頭
肉用牛(肥育経営)	21,700~59,000円/頭
肉用牛(育成経営)	10,500~13,200円/頭
豚(繁殖豚)	22,400円/頭
鶏(採卵鶏)	12,000円/1,000羽

農業のみなさま

お問い合わせ先 県または市長村を通じ、

水田作物・野菜・果樹については

農林水産省大臣官房戸別所得補償制度企画チーム 03-6744-1850

農林水産省生産局生産支援課 03-3597-0191

農林水産省生産局生産流通振興課 03-3501-6081

畜産については

農林水産省生産局畜産部畜産企画課 03-3502-0874

11 死亡した家畜処理費の最大5割を支援します →6億円

被災家畜円滑処理促進事業

死亡した家畜の化製処理、埋却・焼却を推進し、畜産農家の方々の経営継続・再建を支援します。

- 国は、都道府県の取り組みに対して、経費の一部(定額(1/2相当)、1/2以内)を補助します。

お問い合わせ先

東北:東北農政局生産経営流通部畜産課 022-221-6198

関東:関東農政局生産経営流通部畜産課 048-740-0028

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課(03-6744-2130)

12 実質無利子・無担保・無保証人で借入れができます

農業経営復旧のための金融支援措置 →74億円

農家の方々が一定期間(最大18年間)実質無利子・無担保・無保証人で融資が受けられるよう、国が支援します。融資枠は**400億円**です。

- 中長期の運転資金、農業用機械・施設の修理・導入などのための資金の融通が受けられます。

お問い合わせ先 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 (平日)

またはお近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局金融調整課(03-3501-3726)

13 生産資材購入などのための借入れを無利子化します

被害農家営農資金利子補給等補助金

→4億円

農林漁業者の方々が、経営の復旧に必要な生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられるよう、国が支援します。融資枠は1,000億円です。

●例えば、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、薪炭原木、しいたけほだ木、漁業用燃料などの購入資金として250万円、家畜、養殖、漁船の建造・取得資金として600万円、漁具の取得資金として5,000万円をそれぞれ上限に融資が受けられます。

お問い合わせ先 お近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課(03-3502-6442)

14 土地改良のための借入れにかかる利子を3年間助成します

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成

→5億円

東日本大震災により一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を最大3年間助成します。

お問い合わせ先

東北：東北農政局整備部農地整備課 022-263-1111

関東：関東農政局整備部農地整備課 048-600-0600

北陸：北陸農政局整備部農地整備課 076-263-2161

東海：東海農政局整備部農地整備課 052-201-7271

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省農村振興局農地資源課(03-3502-6277)



森林・林業のみなさま

森林・林業・木材産業の復旧を支援します

1 防潮堤や林道の復旧費を補助します →109億円

山林施設災害復旧事業

地震、津波により被災した防潮堤などの治山施設や林道などの復旧について、都道府県、市町村、森林組合などが実施する場合に支援します。なお、国有林は国が直接実施します。

- 国は、被災した施設の内容に応じて、事業費の2/3、6.5/10または5/10を補助します。
- 激甚災害法による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 最寄りの県または市町村の林務担当部局

または林野庁治山課山地災害対策室 03-3501-4756

2 再度の災害防止のため山林施設の改良などを支援します

山林施設災害関連事業

→47億円

施設の復旧事業に加え、再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、施設の改良事業などを、国が直接実施するほか、都道府県、市町村、森林組合などが実施する場合に支援します。なお、国有林は国が直接実施します。

- 国は、被災した施設に応じて、事業費の2/3または5/10を補助します。
- 激甚災害法、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 最寄りの県または市町村の林務担当部局

または林野庁治山課山地災害対策室 03-3501-4756